

## VII 供給方法、工事および工事費の負担

### 50 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は、当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客様さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

### 51 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) お客様さまの需要場所が当社の供給区域に属する場合

イ 当社は、当社託送約款等に定めるところにより、お客様さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し、その金額を原則として工事着手前に申し受けます。

ロ 当社託送約款等に定めるところにより、工事費負担金等の精算を行なう場合は、すみやかに精算するものといたします。

ハ お客様さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、当社託送約款等に定めるところにより、要した費用の実費を申し受けます。

ニ 当社託送約款等に定めるところにより、契約者の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客様さまの所有とし、お客様さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

- (2) お客様さまの需要場所が当該配電事業者の供給区域に属する場合

イ 当社が当該配電事業者から、配電託送約款等に定めるところにより、お客様さまへの電気の供給にともなう工事費負担金等の請求を受けた場合は、当社は、その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。

ロ 当社が当該配電事業者から、配電託送約款等に定めるところにより、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

- ハ お客様の都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、配電託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。
  - ニ 配電託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (3) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。